利用 金 を改 定 रु

区分	午前9時~正午	午後 0 時 30分~ 午後 5 時	午後5時 30分~ 午後9時 30分	午前9時~~午後5時	午後 0 時 30分~ 午後 9 時 30分	午前9時 ~ 午後9時 30分	超過時間 1時間に つき
大会議室	4,000	5,400	6,000	9,400	11,400	15,400	2,000
第1会議室	300	400	500	700	900	1,200	200
第2会議室	300	400	500	700	900	1,200	200
第3会議室	300	400	500	700	900	1,200	200
第4会議室	300	400	500	700	900	1,200	200
第5会議室	300	400	500	700	900	1,200	200
第6会議室	900	1,300	1,400	2,200	2,700	3,600	500
第 1 和 室	300	400	500	700	900	1,200	200
第 2 和 室	300	400	500	700	900	1,200	200
音 楽 室	600	800	1,000	1,400	1,800	2,400	300
教 養 室	600	700	900	1,300	1,600	2,200	300
1 生 目	•	で、江	農 史 ゝ 〕	フ毎し	て カ	Ei	(単位:円

F /4/ F □+

室、教養室、和室、 備えています。 イベントや団体の でご利用ください。 でご利用ください。 では、「バントボール1面」、バン4面、バレーボール1面」、バレーボール ☎市問 利用可能 (公式1-ル1-ル1-(22) 役所(22) 所(22) の (23) の (23) の (24) の (2 商わ 工せ 11(内線250年表 卓 、 ー 「 球 バ ボ バ 。シの 台スト ョサ 8 ケル ン 1 ン

台

ッ 2 ト 面

指定管理者を指定しました

公の施設の管理運営を行う指定管理者に

理

者

管

課

管課

シンコースポーツ

(株)長野支店

文化スポーツ

振興課

中野市体育協会

文化スポーツ

振興課

ついて、平成24年4月1日付で指定管理者

なク

8 公の施設に係る

を指定しました。

中野市民

プール

平成24年4月1日

~29年3月31日

中野市

多目的サッカー場

平成24年4月1日

問い合わせ先

~27年3月31日

名称

期間

名

期間

(22)

施設内の大会議室(700 人収容可)は講演会などの各 をが選べる中小の会議室が6 さが選べる中小の会議室が6 さが選べる中小の会議室が6 引セいる

施設内の大会議室

料金を大 勤労者福祉

帰に

施計策画 (事間 業)の変更 追 加 1

市では「中野市総合計画・後期基本計画」と平成16年8月に策定した「新市まちづくり計画」により、各種施策を実施しています。「新市まちづくり計画」について、平成23年3月に策定した「後期基本計画」との乖離が大きくなった箇所について整合を図り、また、新たに施策(事業)を盛り込むたの「新市まちづくり計画」との市建設計画)」を一部変更しました。

が管理運営を行

って

左然の味 左並の味

年延長

http://www.city.nakano.

jр

・、公共施設の共同設置、事務・公共施設の共同処理等の推進事業の共同処理等の推進

支

務

した

公資

ŋ 計画 を 部

新市まちづ

<

長野県中野勤労者福祉 セ タ

段階 対象者 年額保険料 ・生活保護を受給している方 第1 ・世帯全員が住民税非課税であって 22,990円 老齢福祉年金を受給している方 世帯全員が住民税非課税であって、前年の合 第 2 計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が 31,610円 80万円以下の方 世帯全員が住民税非課税であって、前年の合 計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が 43,110円 120万円以下の方 第3 世帯全員が住民税非課税であって、第3段階 48,850円 一①に該当しない方 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本 人は住民税非課税の方で、前年の合計所得金 55,180円 額と前年の課税年金収入額の合計が80万円 以下の方 第 4 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本 人が住民税非課税で、第4段階-①に該当し 57,480円 ない方 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 68,970円 第5 125万円未満の方 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 第6 71,850円 125 万円以上 200 万円未満の方 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 第7 97,710円 200万円以上400万円未満の方 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 114,960円 第8 400万円以上600万円未満の方 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 126,450円 600万円以上の方

※「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた 額です。

【特別徴収の方】

- ・4月中旬に「仮徴収額算定通知書」を9月中旬に「本徴収額算定 通知書」を送付します。
- ・4月の介護保険料は前年度2月と同額を仮徴収します。
- ・年6回に分けて保険料の年額が天引きになります。
- ※仮徴収…前年の所得が確定していないため、確定するまでの間、 前々年の所得を基に、暫定の額を納めていただきます。
- ※本徴収…確定した年間保険料額から、仮徴収で納めた額を差し引 き、残った額を3回に分けて納めていただきます。

平成24年度							
1							
4月	6月	8月	10月	12月	2月		
			1 101 -1-				
仮徴収			本徴収				

【普通徴収の方】

- ・7月中旬に「納入通知書」送付します。
- ・保険料の年額を7月から9回に分けて各納付期限までに納めてい ただきます。

平成24年度									
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3 月	
本徴収									

護保

とます。 保険料 保険料 性解とご協力は特の納付についるくしい をいて おてい

保険料の納付方法(65歳以上)

願いし、 はさん はなで、

策などの具体的

近けサービス確保の方 5期介護保険事業計 の具体的な計画を定め の具体的な計画を定め

護

間)を策定し

□ (第 平 5

れる納付書での納付 年金の年額が18 た方、他の市町は た方、他の市町は た方、他の市町は

村 (普通徴収) で65歳になられ 市から送付さ 市から送付さ

☆市問(22)役い 役所高齢 所高齢者支 援課

內 P線365) 課介護保険係

・保険料が増額・た場合 止 めにな

ります。 • 減額にな 2

納付書 で 0) 納付

年金から天引き 年金から天引き

ら天引きになりが18万円以上ので(特別徴収)

りの

※ ま

と次す。

市役所政策情報課行政管理係 ☎(22)2111(内線401)